

大規模太陽光発電の設置を検討されている方へ

大規模太陽光発電（いわゆるメガソーラー）の設置に際し、環境保全課で所管している法令に基づく届出等が必要な行為は次の通りです。

なお、森林法、自然公園法等その他の法令に関する許認可等はそれぞれの所管部署・市町にご確認ください。

環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例

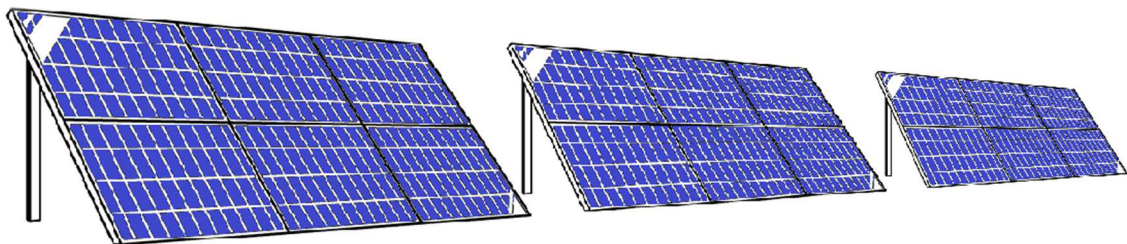
一定規模以上の太陽光発電施設の設置は、法の対象事業となります。

また、令和3年4月1日から、条例の対象事業に追加されます。

【対象規模】

- 環境影響評価法
 - ・ 第1種事業…出力が40,000 kw 以上
 - ・ 第2種事業…出力が30,000 kw 以上 40,000 kw 未満
- 広島県環境影響評価に関する条例
 - ・ 施行区域*の面積が50 ha 以上

*施行区域…太陽光パネルが設置される面積の他、事業に必要な施設（パワーコンディショナ、変電所、蓄電池システム建屋、調整池、緑地、搬入道路等）の面積を含む。



広島県環境県民局環境保全課

(令和5年9月修正)

土壤汚染対策法

一定規模(3,000m²)^{*1}以上の土地の形質の変更^{*2}を行う場合は、県知事に対して、工事を着手する30日前までに届出をする義務があります。(届出先は所管の各厚生環境事務所(支所)又は広島市環境保全課、呉市環境試験センター、福山市環境保全課です。)

※1 平成31年4月1日付けで土壤汚染対策法が改正され、有害物質使用特定施設の設置履歴(平成15年2月15日以降に限る。)がある土地における形質の変更を行おうとする場合は、規模要件が900m²以上となりました。詳細については、別紙「平成31年4月以降の土壤汚染対策法・広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく土地の形質変更(改変)時の届出等の手続き」をご覧ください。

※2 以下の行為は届出対象外です。なお、土地の変更に係る面積は、土壤の仮置き、舗装の敷設、整地、くい打ち等による掘削又は盛土部分(原地盤の形質が変更される部分)の合計です。

- ① 盛土しか行わない場合(一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。)
- ② 形質変更の深さが最大50cm未満であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外への土壤の搬出を行わず、土壤の飛散又は流出を伴わない行為
- ③ 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外への土壤の搬出を行わないもの
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外への土壤の搬出を行わないもの
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑥ 土壤汚染がない土地として指定された土地(広島県内該当なし)

広島県生活環境の保全等に関する条例

都市計画法第29条第1項もしくは第2項又は宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定により許可を受けなければならない行為(いずれも行為に係る面積が1,000m²以上)を行う場合は、あらかじめ土地に係る過去の土壤関係特定事業場^{*}の設置状況等についての調査を実施し、その結果を報告する必要があります。(報告先は所管の各厚生環境事務所(支所)又は広島市環境保全課、呉市環境試験センター、福山市環境保全課です。)

※ 汚水等関係特定事業場(土壤汚染対策法第二条第一項に規定する土壤関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限り)、ガソリンスタンド及び射撃場

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例

条例に基づく大規模行為届出対象地域及び景観形成地域では、一定規模以上の太陽光発電(高さ13m又は築造面積1,000m²を超えるもの)を設置する際に届出が必要です。

また、広島県大規模行為景観形成基準により、高さ60m(景勝地等の主要展望地から眺望できる地域は31m)又は築造面積2,500m²を超えるものについては、周辺の地域住民等への説明のため、事前に計画の内容書及び理由書を準備するとともに、その周辺地域の状況をカラー合成写真等で分析した上で、周囲の景観に与える影響を検証することとされています。

届出先は各市町になりますので、各市町景観行政担当課にお問い合わせください。

なお、広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市、府中市(旧上下町)、三次市、廿日市市では、市独自の景観条例を制定していますので、別途確認をしてください。

【大規模行為届出対象地域】三原市(旧本郷町及び旧大和町を除く。)、府中市(旧上下町を除く。)、庄原市(旧口和町、旧比和町及び旧総領町を除く。)、大竹市、東広島市(旧福富町及び旧河内町を除く。)、安芸高田市(旧八千代町)、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、神石高原町(旧豊松村及び旧三和町)

【景観形成地域】

新広島空港周辺景観指定地域：三原市(旧本郷町、旧大和町)、東広島市(旧河内町)

西中国山地国定公園周辺景観指定地域：安芸太田町(旧筒賀村、旧戸河内町)、北広島町(旧芸北町)